

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年8月4日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100004号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100058号

第1 結論

請求者のA社における平成30年8月31日の標準賞与額を90万円に訂正することが必要である。

平成30年8月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年8月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年8月31日

請求期間に係る賞与の記録が、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る給与明細書及び平成30年分給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、平成30年8月31日に同社から90万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(90万円)に基づく厚生年金保険料(8万2,350円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年8月31日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年12月17日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成30年8月31日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000577号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100022号

第1 結論

平成22年*月から平成25年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成2年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年*月から平成25年3月まで

私は、20歳になってから毎年かかさず、口座振替やコンビニエンスストアにて国民年金保険料を前納していた。

請求期間は、学生納付特例の期間として記録されているが、調査の上、請求期間の年金記録を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になってから毎年かかさず、A銀行の口座振替やコンビニエンスストアにて国民年金保険料を納付していた旨主張しているところ、請求者に対し、A銀行の入出金照会に必要な口座番号等を照会したものの回答が得られない上、オンライン記録における請求者の国民年金保険料に係る口座振替情報記録においても、請求期間に係る口座振替の情報はなく、保険料を納付したとするコンビニエンスストアについても店名等を記憶していないことから、請求者が請求期間に国民年金保険料を納付したことを確認することはできない。

また、請求者に係るオンライン記録によると、請求期間は学生納付特例による国民年金保険料の納付猶予期間とされており、日本年金機構から提出された、請求者に係る国民年金保険料学生納付特例申請書(写し)によると、請求者は平成22年*月*日に平成22年*月から平成23年3月までの期間、平成23年4月25日に平成23年4月から平成24年3月までの期間及び平成24年4月19日に平成24年4月から平成25年3月までの期間に係る学生納付特例の申請を行っていることが確認できる。

さらに、請求者が請求期間に在住していたB市C区から提出された電算データの写しによると、請求期間は学生納付特例の期間として記録されていることが確認できる。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。